



協会けんぽ 香川支部からのお知らせ

職場内で掲示
回覧ください。

はり・きゅう・あん摩・マッサージのかかり方

はり・きゅう等の施術について、通常は全額自己負担（健康保険の対象外）ですが、以下の要件を満たす場合は「療養費」として健康保険の対象になります。

健康保険の対象となる場合

はり・きゅう ①・②の両方を満たす場合のみ対象

①対象となる傷病であること

（神経痛、リウマチ、五十肩、頸腕症候群、腰痛症、頸椎捻挫後遺症）

※神経痛、リウマチ等と同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても認められる場合があります。

②医師の同意があること

（医師による適当な治療手段がない場合に、はり・きゅうの施術を受けることを認める医師の同意が必要になります。）※~~3か月ごと~~に必要になります。

あん摩・マッサージ 【正】5～6か月ごと

●医師があん摩・マッサージの施術について同意していること

※筋麻痺、筋委縮、関節拘縮等、医療上マッサージを必要とする症例が対象であり、疲労回復や慰安目的などのマッサージは対象外です。



注意！

はり・きゅう・あん摩・マッサージにかかる場合は以下の点に注意しましょう。

●医療機関と併用した施術は認められません

はり・きゅうの施術について健康保険による給付を受けることができるのは、医師による適当な治療手段がない場合のみです。

したがって、医療機関で同じ傷病の診療を受けた場合は、健康保険扱いとはなりません。

※医師から薬や湿布を処方された場合も治療行為となります。

●療養費支給申請書の内容を確認したうえで、必ず記名してください

施術内容の一部を協会けんぽに請求するため、「療養費支給申請書」に記名を求められますので、申請書に記載されている傷病名・日数・金額などをよく確認したうえで、必ずご自身で記名してください。

●領収書は必ずもらいましょう

領収書は医療費控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

※医療費控除（確定申告）については、管轄の税務署にお問い合わせください。

マイナ保険証をお持ちでない方へ資格確認書をお送りいたします

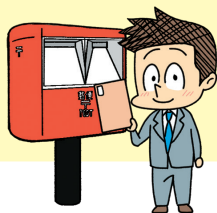
令和7年12月2日より、青色の健康保険証は使用することができません。

マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には、「**資格確認書**」が必要になります。

※令和7年12月2日以降、青色の健康保険証はご自身で破棄してください。

資格確認書送付対象者

健康保険証をお持ちの方（令和6年11月30日までに加入された方）であって、
令和7年4月30日時点においてマイナ保険証をお持ちでない加入者さま



資格確認書が届いた時点で当協会に加入されていない場合は、
同封の返信用封筒にて資格確認書をご返却ください。

高齢受給者証の負担割合が現在「3割」となっている方へ

昨年の収入が**一定の基準を下回る場合は**
一部負担金の割合が「2割」になります。



医療機関における一部負担金の割合が現役並み所得者であるとして「3割」となっている方であっても、令和6年（2024年）中の収入が、以下の基準収入額未満である場合、**申請により一部負担金の割合が「3割」から「2割」になります。**該当された方はすみやかにお手続きをお願いします。

70歳以上の被扶養者を有する場合	70歳以上の被扶養者を有しない場合	（被保険者の収入が383万円以上の方のうち） 旧被扶養者を有する場合
（被扶養者の収入と合わせて） 520万円未満	383万円未満	（旧被扶養者の収入と合わせて） 520万円未満



制度の詳細や申請方法は**こちら**



 **全国健康保険協会 香川支部**
協会けんぽ

各種申請書は郵送でご提出ください

〒760-8564

高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階

☎087-811-0570

（自動音声にてご案内しております。）

香川支部
HPトップ



健康保険委員
（香川）



メルマガ募集



友だち募集中!

